明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第五十一条第一項	国家公務員共済組合の組合員	厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第二条の規定により平成八年改正法による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百五号）附則第二十四条第一項に規定する旧適用法人等（以下「旧適用法人等」という。）に使用されている者（厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）又は七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である間
	組合員である間	
第五十四条	組合員期間（なお効力を有する改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）	旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）（平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八条第一項に掲げる年金の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者であった者の当該被保険者の資格を取得した日からその資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「継続厚生年金期間」という。）を含む。）
第五十六条	なお効力を有する改正前国共済施行法	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第二項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
	組合員期間	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）
第六十二条及び第六十三条第一項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）
第六十五条	組合員期間が	旧適用法人施行日前期間が
	組合員期間の	旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）の

第七十一条第一項	組合員若しくは組合員であった者	旧適用法人施行日前期間を有する者
第七十二条	組合員期間が	旧適用法人施行日前期間が
	組合員期間の	旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）の
第七十六条	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法	平成九年経過措置政令第二十三条第三項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法
	組合員期間	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）
第八十二条第一項、第三条、第四条、第八項、第十一項及び第八十八条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第百三十八条第一項第一号ロ	組合員期間	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）
第百三十八条第一項第三号ロ	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第百三十八条第四項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）
第百三十八条第五項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間

第二十三条第五項の表第十三条第一項第一号の項の前に次のように加える。

第二条第一号	第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう
第二条第二号	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第三項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読替え後のものとする